

# Weekly Report

第 731 号

令和 6 年 1 月 22 日

## 医療費控除の適用を受ける場合は

1 年間に本人又は生計を一にする親族のために支払った医療費が原則 10 万円（総所得金額等が 200 万円未満の場合は、その 5%）を超える場合は、その超える部分の金額（最高 200 万円）を所得控除できる医療費控除の適用を受けることができます。なお、セルフメディケーション税制（特定の OTC 医薬品の購入費が対象）との選択適用となります。

### ◆医療費控除の対象となる費用は

◎対象になる費用……\* 医師等に支払う診療・治療の費用、\* 入院費用（身の回り品の購入費用や自己都合で個室にした場合の差額ベッド代などは除く）、\* 風邪などの治療に必要な医薬品の購入費、\* 通院費用（電車等の交通機関を利用した場合に限る）、\* 介護に係る一定の費用など、治療等に直接必要な費用が対象になります。

◎対象にならない費用……\* 予防接種の費用、\* 健康診断等の費用、\* 疲労回復のためのマッサージ代、\* 美容目的の歯列矯正など、病気予防や健康維持などを目的とした費用は対象外となります。

◎保険適用外の自由診療の場合……保険適用の有無に関わらず治療目的であれば原則、対象になります。

◎健診等で疾病が発見された場合……健診等の費用は対象外とされていますが、健診等で疾病が発見され治療する場合は、健診等の費用も対象になります。

◎医療費を補填する保険金等がある場合……入院給付金や高額療養費などの補填される金額がある場合は、対象となった医療費を限度として差し引きます。

◎未払いの医療費がある場合……その年中に実際に支払われた医療費が対象になるため、未払いの医療費は対象外となります。

## 被災した取引先等に支援を行った場合

能登半島地震により多くの企業が被害を受けていますが、法人が取引関係の維持・回復のため、被災した取引先等に災害見舞金や事業用資産の提供等を行なった場合、その費用は寄附金又は交際費等に該当しない費用として損金に算入されます。

また、復旧支援として売掛金や貸付金等の債権を免除する場合や、既に契約で定められたリース料、貸付利息、割賦代金を減免する場合などは、免除等による損失を損金に算入できます。

なお、不特定又は多数の被災者に救援として自社製品等の提供を行った場合には、広告宣伝費に準ずるものとして損金になりますが、これは他から購入した物品等を提供する場合も含まれます。

## ダイハツの生産停止による中小企業支援

経産省は、ダイハツ工業の生産停止により影響を受ける中小企業・小規模事業者の資金繰り支援策として、全国に「ダイハツ工業サプライチェーン関連中小企業支援対策特別相談窓口」を設置するとともに、直接・間接的に取引している事業者の売上等が一定以上減少することが見込まれる場合に、一般保証とは別枠で融資額を 100% 保証するセーフティネット保証 2 号を発動します。

また、日本公庫等ではセーフティネット貸付等を実施しています。